

文例（遺産の内容を把握している相続人がいない場合）

第1条 遺言者は、遺言者の有する次の財産を、妻〇〇〇〇（生年月日）に相続させる。

1 不動産

- ① 土地 所在 〇〇区〇〇町〇丁目
地番 〇〇番地〇〇
地目 宅地
地積 150平方メートル
- ② 建物 所在 〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番地〇〇
家屋番号 〇〇番〇〇
種類 居宅
構造 鉄筋コンクリート造瓦葺2階建
床面積 1階 100平方メートル、2階 95平方メートル

2 預貯金

- 金融機関 株式会社〇〇銀行〇〇〇支店
種類 普通預金
口座番号 〇〇〇〇〇
名義人 遺言者

第2条 遺言者は、遺言者の有する次の財産を、長男〇〇〇〇（生年月日）に相続させる。

1 預貯金

- 金融機関 株式会社〇〇銀行〇〇〇支店
種類 普通預金
口座番号 〇〇〇〇〇
名義人 遺言者

2 本遺言第1条および第3条に記載する財産を除く遺言者の有する一切の財産

第3条 遺言者は、遺言者の有する次の財産を、長女〇〇〇〇（生年月日）に相続させる。

1 預貯金

- 金融機関 株式会社〇〇銀行〇〇〇支店
種類 普通預金
口座番号 〇〇〇〇〇
名義人 遺言者

2 株式

- 〇〇株式会社 〇〇株

第4条 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

住 所 東京都〇〇区〇〇・・・
職 業 〇〇〇
氏 名 〇〇〇〇
生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

相続人が遺言者の財産を把握していないような場合は、いざ相続が発生してから、相続人が遺産分割を行うとなると、財産を特定するのに時間や労力がかかることとなります。できるだけ遺言書に財産を詳細に記載しておきましょう。また、遺言書とは別に、遺言者の預貯金通帳や株券、不動産の権利証がどこに保管してあるのかわかるようにメモを残してあげるのもよいでしょう。

また、遺言執行者を指定しておくことで、相続開始後の相続人の負担が軽減されますし、手続きが円滑に進みます。弁護士などの専門家にしておくよりも安心でしょう。

｜財産の記載

不動産を記載する場合は、不動産登記事項証明書（法務局で取得できます。）に記載されているとおり正確に記載しましょう。土地の場合は所在、地番、地目、地積、建物の場合は、所在、家屋番号、種類、構造、床面積などを記載します。

預貯金を記載する場合は、金融機関名、支店名、口座の種類、口座番号を明記しましょう。

株式を記載する場合は、銘柄、数量などを正確に記載しましょう。

｜記載漏れに注意

せっかく遺言を作成したとしても、財産の記載漏れがある場合は、その財産については遺産分割協議が必要となります。遺言を作成する前に財産リストを正確に作成して、財産に漏れがないようにする必要がありますが、遺言者自身が把握していない財産がないとも限りませんので、記載漏れは仕方がない場合もあります。財産の記載漏れに備えて、上記第2条の2のような文言をいれておけば、万が一財産の漏れがあったとしてもカバーすることができます。